

議案第 123 号 福岡市立あゆみ学園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立あゆみ学園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立あゆみ学園
- (2) 指定管理者に指定する者
社会福祉法人福岡市社会福祉事業団
- (3) 指定する期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 募集及び選定の概要

- (1) 業務の内容
肢体不自由児の保育，指導，機能訓練，保護者等に対する訓練方法等の指導，施設，附属設備等の維持及び修繕等に関する業務 他
- (2) 指定管理者指定の理由
福岡市立あゆみ学園は，心身障がい福祉センターや療育センターと連携し，主に肢体不自由児を対象とした通園施設として，民間施設では行っていない概ね 1 歳児からの早期療育や機能訓練を実施するなど，本市における先駆的，先導的な役割を果たしている。
今後もこれらの役割を果たしていく必要があり，幅広い専門的知識，経験を有し，適切な施設運営が可能である法人は福岡市社会福祉事業団以外にないため，指定管理者とするもの。
- (3) 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会
選定委員 11 名
 - ・ [学識経験者] 井上 哲雄 (西南学院大学名誉教授)
 - 松崎 佳子 (広島国際大学大学院教授)
 - 吉川 昌子 (中村学園大学教授)
 - 徳永 豊 (福岡大学教授)
 - ・ [弁護士] 石田 光史 (あかつき法律事務所弁護士)
 - ・ [関係機関] 藤林 武史 (福岡市こども総合相談センター所長)
 - ・ [利用者] 大城 恵奈 (めばえ学園保護者会代表)
 - 中島 弥生 (心身障がい福祉センター保護者会代表)
 - 藤井 美弥 (西部療育センター保護者会代表)
 - 田中 栄子 (東部療育センター保護者会代表)
 - 長谷 由佳子 (あゆみ学園保護者会代表)
- (4) 指定管理料 (平成 30 年度決算額)
221, 727 千円

【参考資料】福岡市立あゆみ学園の概要

1 施設の役割

児童福祉法に規定する「医療型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」、「障害児相談支援」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する「特定相談支援」の事業等を行い、障がい児の福祉の向上と健やかな育成を図るための施設。

2 施設の概要

所在地	南区屋形原二丁目 23 番 2 号	
設置時期	昭和 48 年	
建物の概要	構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
	敷地面積	2,917.73 m ²
	延床面積	845.40 m ²
法令上の指定を受けている事業	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉法に基づく 医療型児童発達支援（定員 40 名）・児童福祉法に基づく 保育所等訪問支援・児童福祉法に基づく 居宅訪問型児童発達支援・児童福祉法に基づく 障害児相談支援・障害者総合支援法に基づく 特定相談支援・医療法に基づく 診療所（無床）	

3 平成 30 年度実績（延べ人数）

肢体不自由児通園	3,397
知的障がい児通園	724
外来	4,034

議案第 124 号 福岡市立めばえ学園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立めばえ学園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立めばえ学園
- (2) 指定管理者に指定する者
社会福祉法人福岡市社会福祉事業団
- (3) 指定する期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
障がい児の保育，生活指導，保護者に対する養育指導，施設，附属設備等の維持及び修繕等に関する業務 他
- (2) 応募資格
 - ・ 法人その他の団体であること
 - ・ 福岡市内又は福岡都市圏に，めばえ学園の管理運営に関して管理監督，人的支援のできる，同団体の運営する事業所があること
 - ・ 次の要件を全て満たしていること
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること
 - ② 団体及びその代表者が次に掲げるものを滞納していないこと
 - ア 所得税
 - イ 法人税
 - ウ 消費税及び地方消費税
 - エ 本市市税
 - ③ 団体又はその代表者が次のいずれかに該当しないこと
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し，又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくない者に該当しないこと
 - ・ 募集説明会及び施設見学会に参加していること
- (3) 応募者
 - 1 団体
 - ・ 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団

(4) 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会

選定委員 11 名

- ・ [学識経験者] 井上 哲雄 (西南学院大学名誉教授)
松崎 佳子 (広島国際大学大学院教授)
吉川 昌子 (中村学園大学教授)
徳永 豊 (福岡大学教授)
- ・ [弁護士] 石田 光史 (あかつき法律事務所弁護士)
- ・ [関係機関] 藤林 武史 (福岡市こども総合相談センター所長)
- ・ [利用者] 大城 恵奈 (めばえ学園保護者会代表)
中島 弥生 (心身障がい福祉センター保護者会代表)
藤井 美弥 (西部療育センター保護者会代表)
田中 栄子 (東部療育センター保護者会代表)
長谷 由佳子 (あゆみ学園保護者会代表)

(5) 募集・選定経過

- ・ 第1回選定委員会 (募集方法) 平成30年12月24日
- ・ 第2回選定委員会 (要項, 選定基準) 平成31年4月20日
- ・ 募集要項配布期間 令和元年6月3日から令和元年7月2日まで
- ・ 応募期間 令和元年6月24日から令和元年7月12日まで
- ・ 第3回選定委員会 (選定) 令和元年9月6日

(6) 指定管理料の上限額

令和2年度：148,008千円 (消費税及び地方消費税を除く)

4 選定結果

(1) 選定基準

大項目 〔配点〕	小項目 〔配点〕	評価の視点
①事業 実施 計画 〔60〕	ア 運営の基本方針 〔5〕	適切な方針を設定し, 質の高い運営を行おうとしているか。
	イ 事業計画 〔50〕	仕様書の内容を満たし, 現実的な目標をもとに運営しようとしているか。
	ウ スケジュール 〔5〕	通年及び日々の業務について, スケジュールを管理しながら, 計画的かつ着実に運営しようとしているか。創意工夫がみられるか。
②連携, 支援 〔10〕	ア 他の民間事業所への支援 〔5〕	市内療育体制における中核施設として他事業所を支援しようとしているか。
	イ 管理支援体制 〔5〕	本部や同団体の他事業所等の管理監督や支援を受けながら, 安定的に運営しようとしているか。
③従事者 〔60〕	ア 従事者の配置 〔10〕	従事者を適切かつ効率的に配置し, 円滑かつ安定的に運営しようとしているか。
	イ 管理者の能力 〔10〕	必要な能力を有する管理者を配置しようとしているか。
	ウ 児童発達支援管理責任者の能力 〔10〕	必要な能力を有する児童発達支援管理責任者を配置しようとしているか。

	エ 従事者の確保 [10]	必要な能力を有する従事者を現実的な方法で確実に確保しようとしているか。
	オ 従事者の雇用, 労働条件 [5]	従事者を長期的に雇用し, 能力を高めさせ, 安定的な運営を図ろうとしているか。
	カ これまでの人材育成方針 及び取組み [5]	人材育成について団体としての方針を有し, 継続的な取組みを行ってきたか。
	キ これからの人材育成方針 及び取組み [10]	人材育成について団体としての方針を有し, 継続的な取組みを行い, 能力を高めさせ, 円滑かつ安定的に運営しようとしているか。
④管理 [30]	ア 情報漏洩防止 [10]	有効な情報漏洩防止策を行おうとしているか。情報漏洩が発生した場合, 被害を拡大しないような適切な対応を行おうとしているか。
	イ ご意見への対応 [10]	ご意見に真摯に対応し, 業務改善につなげようとしているか。
	ウ 事故, 災害時の対応 [10]	利用者及び従事者の安全に配慮した有効な対応を行おうとしているか。
⑤準備, 引継 [10]	業務の準備, 引継ぎ [10]	利用者への影響を少なくし, 円滑に運営を開始できるよう, 準備, 引継ぎを行おうとしているか。
⑥実績 [10]	実績 [10]	障がい児支援の実績を有しているか。質の高い運営を行えると判断できる実績を有しているか。
⑦見積 価格 [20]	見積価格 [20]	業務量を的確に把握して算出されており, 適切なものか。
合計 [200]		

○ 現指定管理者の公募への参加の考え方

現指定管理者が公募へ参加する場合, 「⑤準備, 引継ぎ」の項目は, 評価対象外

○ 外郭団体の公募への参加の考え方

外郭団体と他の民間団体との選定評価におけるイコルフットィングは, 市の人的, 財政的支援の影響割合を算出し, 評価点(合計)に反映させることにより確保する

ア 対象

- ・ 人的支援: 市において人件費の負担を行っている派遣職員
- ・ 財政的支援: 団体の持続的な運営を支援する等の理由から支出されている市補助金

イ 評価点への反映方法

団体全体の事業費(平成26~30年度歳出決算額平均値)に占める人的, 財政的支援費(平成26~30年度決算額平均値)の割合(小数点第2位未満四捨五入)を算出し, 外郭団体が獲得した評価点(合計)に乗じたもの(小数点以下四捨五入)を, 外郭団体が獲得した評価点(合計)より差し引く

○ 最低制限基準

質の高い運営を確保するため, 評価点(合計)が50%に満たない場合, その団体は失格とする

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡市社会福祉事業団を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

大項目 〔配点〕	小項目 〔配点〕	採点結果 (委員9名の合計点)
①事業実施計画 〔540点〕(60点×9人)	ア 運営の基本方針 〔45点〕(5点×9人)	38点
	イ 事業計画 〔450点〕(50点×9人)	376点
	ウ スケジュール 〔45点〕(5点×9人)	35点
②連携, 支援 〔90点〕(10点×9人)	ア 他の民間事業所への支援 〔45点〕(5点×9人)	37点
	イ 管理支援体制 〔45点〕(5点×9人)	38点
③従事者 〔540点〕(60点×9人)	ア 従事者の配置 〔90点〕(10点×9人)	73点
	イ 管理者の能力 〔90点〕(10点×9人)	74点
	ウ 児童発達支援管理責任者の能力 〔90点〕(10点×9人)	70点
	エ 従事者の確保 〔90点〕(10点×9人)	68点
	オ 従事者の雇用, 労働条件 〔45点〕(5点×9人)	33点
	カ これまでの人材育成方針及び取組み 〔45点〕(5点×9人)	37点
	キ これからの人材育成方針及び取組み 〔90点〕(10点×9人)	71点
④管理 〔270点〕(30点×9人)	ア 情報漏洩防止 〔90点〕(10点×9人)	72点
	イ ご意見への対応 〔90点〕(10点×9人)	71点
	ウ 事故, 災害時の対応 〔90点〕(10点×9人)	71点
⑤準備, 引継 〔90点〕(10点×9人)	業務の準備, 引継ぎ 〔90点〕(10点×9人)	現指定管理者は 審査対象外
⑥実績 〔90点〕(10点×9人)	実績 〔90点〕(10点×9人)	80点
⑦見積価格 〔180点〕(20点×9人)	見積価格 〔180点〕(20点×9人)	180点
合計 (A) 〔1,710点〕(190点×9人)		1,424点
イコールフットィング (B) 〔△73点〕(1,424点×5.1%)		△73点
イコールフットィング反映後 (A-B)		1,351点

【参考資料】福岡市立めばえ学園の概要

1 施設の役割

児童福祉法に規定する「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に規定する「特定相談支援」の事業等を行い、障がい児の福祉の向上と健やかな育成を図るための施設。

2 施設の概要

所在地	博多区半道橋一丁目 17 番 1 号	
設置時期	昭和 54 年	
建物の概要	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
	敷地面積	1,683.00 m ²
	延床面積	859.77 m ²
法令上の指定を受けている事業	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉法に基づく 児童発達支援センター (定員 40 名)・児童福祉法に基づく 保育所等訪問支援・児童福祉法に基づく 障害児相談支援・障害者総合支援法に基づく 特定相談支援	

3 平成 30 年度実績 (延べ人数)

知的障がい児通園	10,502
----------	--------

議案第125号 福岡市立児童心理治療施設に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立児童心理治療施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立児童心理治療施設
- (2) 指定管理者に指定する者
社会福祉法人くじら
- (3) 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
 - ① 社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導
 - ② 児童心理治療施設を退所した者について相談その他の援助
 - ③ 児童心理治療施設の施設、附属設備等の維持及び修繕
 - ④ その他、児童心理治療施設の設置の目的達成に必要なこと
- (2) 応募資格
 - ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に定める児童福祉施設の経営実績がある社会福祉法人であること
 - ② 応募者の制限
次に該当する団体は、応募者となることができない
 - A 福岡市契約事務規則（昭和36年福岡市規則第16号）第2条第1項及び第2項に規定するもの
 - B 団体が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納している場合
 - C 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取り消しを受けた者
 - D 団体又はその代表者が次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること

- エ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
- オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- E 団体及びその代表者が、指定管理として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- F 本市が出資する外郭団体

(3) 応募者

1 団体

- ・社会福祉法人くじら

(4) 福岡市立児童心理治療施設に係る指定管理者選定・評価委員会
選定委員5名

- ・[学識経験者] 大谷 順子 (特定非営利活動法人子どもNPOセンター福岡代表理事)
松崎 佳子 (広島国際大学大学院特任教授)
- ・[弁護士] 小坂 昌司 (小坂法律事務所)
- ・[公認会計士] 谷川 公一 (谷川公認会計士税理士事務所)
- ・[行政] 藤林 武史 (福岡市こども総合相談センター所長)

(5) 募集・選定経過

- ・第1回選定委員会 (要項, 選定基準) 令和元年6月21日
- ・募集要項配布期間 令和元年7月1日から令和元年8月30日まで
- ・応募期間 令和元年8月23日から令和元年8月30日まで
- ・第2回選定委員会 (選定) 令和元年9月13日

(6) 委託料の想定額

令和2年度: 260,455千円

4 選定結果

(1) 評価基準

審査項目	審査基準	配点	
法人について	<ul style="list-style-type: none"> ●法人の概要について ・法人の基本理念は確立されているか。 ・基本理念に沿った活動が行われてきたか。 ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に定める児童福祉施設の活動実績があるか。 	20 点	25 点
	<ul style="list-style-type: none"> ●経営状況について ・健全かつ安定した財政基盤を有するか。 	5 点	
提案について	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の理解について ・児童心理治療施設の管理運営に対する理念・意欲を有するか。 ・児童心理治療施設の課題や特性について十分な理解を有するか。 	10 点	75 点
	<ul style="list-style-type: none"> ●施設運営について ・入所・通所児童の正確なアセスメントによる心理治療や生活指導方針について検討されているか。 ・児童の権利擁護や意見表明の尊重について検討されているか。 ・児童に係る医療に対する支援体制について検討されているか。 	30 点	
	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携について ・児童福祉関係機関，特に児童相談所（一時保護委託を含む）や教育施設との連携について検討されているか。 	10 点	
	<ul style="list-style-type: none"> ●施設管理について ・組織体制（資格を含む）。 ・環境維持について検討されているか。 ・個人情報保護への取組みや体制について検討されているか。 ・クレーム等への対応や体制について検討されているか。 	20 点	
	<ul style="list-style-type: none"> ●その他 ・研修計画等，施設の管理運営に係るサービス向上につながるもの。 	5 点	
合計			100 点

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人くじらを指定管理者の候補者としたものである。

審査項目	審査基準	配点	選定結果 (委員の平均点)
法人について	●法人の概要について	20点	13.0点
	●経営状況について	5点	4.3点
提案について	●施設の理解について	10点	8.0点
	●施設運営について	30点	20.8点
	●関係機関との連携について	10点	7.0点
	●施設管理について	20点	12.5点
	●その他	5点	3.3点
合計		100点	68.8点

※選定結果は少数点第2位以下四捨五入

【参考資料】福岡市立児童心理治療施設の概要

1 施設の役割

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する児童の社会生活への適応を図り、もってその福祉の向上と健やかな育成のための施設。

2 施設の概要

所在地	福岡市中央区地行浜2丁目1-28 ※福岡市こども総合相談センター（えがお館）内	
開設予定日	令和2年4月1日	
施設の概要	規模	鉄筋コンクリート造地下1階地上7階建ての 1階、2階及び3階の一部
	延床面積	2217.1㎡
定員	入所	20名
	通所	15名